

『特別修学資金』貸付制度

平成26年4月1日から北海道看護職員養成修学資金貸付に加えて新たに『特別修学資金』貸付制度が出来ました。

〈特別修学資金とは？〉

看護師養成施設等に在学していて、将来助産師、看護師又は准看護師として「特定病院」に勤務しようとする方に対して、一般修学資金と併せて貸付を行うものです。

【特定病院】（平成31年4月1日現在）

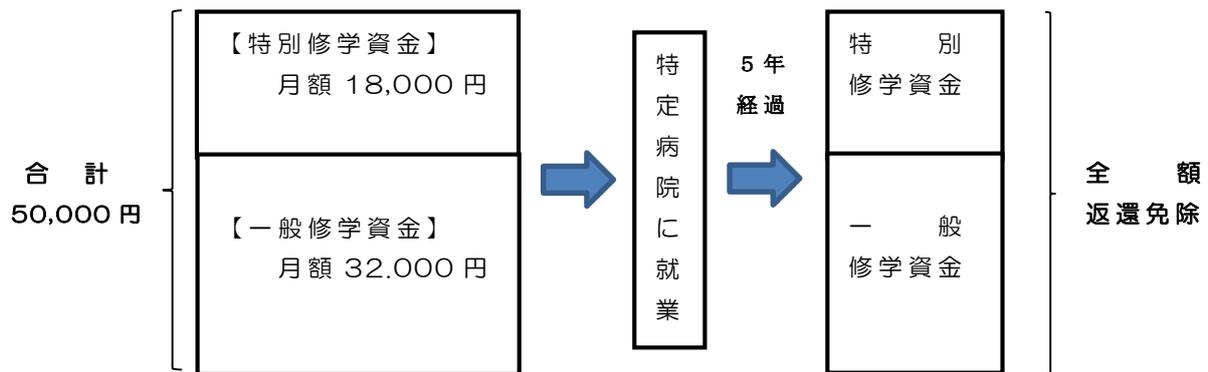
- ・道立江差病院
- ・道立羽幌病院
- ・倶知安厚生病院
- ・遠軽厚生病院
- ・浦河赤十字病院
- ・町立中標津病院

〈特別修学資金と一般修学資金を借りた場合〉

【返還免除例】

（ 在 学 中 ）

（ 卒 業 後 ）



※特定病院以外に就業した場合は、返還免除要件に該当しなくなることから、一部または全額返還いただくことになります。

〈一般修学資金の返還免除対象施設（5年以上就業した場合に限る）に就業した場合〉
特別修学資金分のみ返還

〈特別修学資金・一般修学資金の返還免除対象施設に就業できなかった場合〉
全額返還

問い合わせ先

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道保健福祉部地域医療推進局

医務薬務課看護政策グループ

TEL：011-231-4111（内線 25-363）

FAX：011-232-4108